

○中津市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱

平成22年3月16日中津市告示第47号

改正

令和3年3月26日中津市告示第93号

中津市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アスベスト（建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条の2第2号に定める石綿等をあらかじめ添付した建築材料をいう。以下同じ。）の含有調査に要する費用の全部又は一部を補助することにより、市民の健康の保護及び安全安心な生活環境の保全促進に役立てることを目的とし、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日国住市第454号、国住街第236号、国住指第4984—2号、国住備第162号国土交通省住宅局長通知。以下「制度要綱」という。）及び住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱（平成21年4月1日国住市第455号、国住街第237号、国住指第4984—3号、国住備第163号国土交通省住宅局長通知。以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、アスベストが建材に使用されているおそれがある中津市内の民間建築物について、その含有の有無を調査する事業とする。

2 補助事業は、アスベストに関する専門分析機関（以下「専門分析機関」という。）に委託して行われる事業とする。

3 専門分析機関は、建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知）、建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について（平成18年8月21日基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）及び石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について（平成20年2月6日基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）に規定する分析方法によりアスベスト含有の有無を分析する機関とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建築物の所有者
- (2) 建築物の管理者（建築物の所有者と管理者が異なる場合に限る。）
- (3) 前各号に掲げる者のほか、建築物の保全を主たる目的として市長が特に認める者
（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 市長は、制度要綱及び交付要綱の規定により補助金交付の対象として認められる経費について、予算の範囲内（1棟あたり250,000円を限度とする。）で補助金を交付する。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に中津市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、毎年度、補助事業の募集件数を定めて申請者を募集するものとする。

3 申請者は、原則として市長が申請の募集を行う年度（以下「募集年度」という。）の1月末日までに第1項の申請書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、原則として申請を受理した日から30日以内に、補助金の交付の可否を決定し、中津市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は中津市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知を受理した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、中津市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付決定取下げ申請書（様式第4号）により申請の取下げをすることができる。

（変更等の承認）

第7条 補助金の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合においては、あらかじめ次の書類により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額に変更を生じない場合 中津市民間建築物アスベスト含有調査事業内容変更承認

認申請書（様式第5号）

（2） 補助金の額に変更を生じる場合 中津市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付変更申請書（様式第6号）

2 補助事業者は、補助事業について、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中津市民間建築物アスベスト含有調査事業中止・廃止承認申請書（様式第8号）により市長の承認を受けなければならない。

（事業完了期日変更の承認）

第8条 補助事業者は、補助金交付決定通知書に付された期日までに補助事業を完了することができないと見込まれるときは、速やかに中津市民間建築物アスベスト含有調査事業完了期日変更報告書（様式第7号）により市長の承認を受けなければならない。

（交付決定の変更等）

第9条 市長は、第7条第1項第1号及び第2項並びに前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、中津市民間建築物アスベスト含有調査事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第7条第1項第2号の申請があった場合において、必要と認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくはその決定の内容又はこれに付した条件を変更し、その旨を中津市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付決定変更通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は募集年度の2月末日のいずれか早い日までに、中津市民間建築物アスベスト含有調査事業実績報告書（様式第11号。以下「実績報告書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査の上、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、中津市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第12条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しない

と認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示するものとする。

2 第10条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の請求)

第13条 補助金は、第11条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、中津市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金請求書(様式第13号)を、募集年度の3月15日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求に基づき、遅滞なくこれを補助事業者に交付するものとする。

(関係書類等の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した事業における第10条から第14条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式(省略)